

事務連絡
平成31年3月13日

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
公益財団法人東京都体育協会
一般財団法人東京マラソン財団
株式会社東京スタジアム
公益財団法人東京都障害者スポーツ協会
オーエンス・セントラル・都水協・事業団グループ
有明テニス・マネージメントチーム
若洲シーサイドパークグループ
一般社団法人東京都レクリエーション協会

御中

東京都オリンピック・パラリンピック準備局

スポーツ推進部調整課長 内藤 典子
(公印省略)

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）

日頃より、東京都のスポーツ推進施策に御理解・御協力をいただきまして、ありがとうございます。

標記の件につきまして、スポーツ庁より別添のとおり依頼がありましたので御連絡いたします。

御多忙の折恐縮ですが、貴所属内の関係部署に周知いただくとともに、関係施設や関係団体への周知について、御配慮いただきますようお願い申し上げます。



【担当】

東京都オリンピック・パラリンピック準備局
スポーツ推進部調整課
企画調整担当 梅村・星野・亀村
電話 03-5320-7723

事 務 連 絡

平成 31 年 2 月 28 日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県施設主管課
各指定都市施設主管課
各都道府県私立学校担当課
各国公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
各大学共同利用機関法人施設担当部課
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課
各文部科学省独立行政法人施設担当部課

御中

スポーツ庁参事官（地域振興担当）
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について

標記については、平成 29 年 5 月 29 日に公表された、消費者庁の消費者安全調査委員会による事故等原因調査報告書（以下「消費者庁報告書」）を踏まえ、別添の「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（平成 29 年 5 月 29 日付 29 施企第 2 号）、「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策に関する取組状況調査の結果の取り組みの徹底について（通知）」（平成 30 年 5 月 31 日付 30 施企第 3 号）等により、維持管理における取組をお願いしているところです。

今般、平成 31 年 2 月 22 日に、社会体育施設である体育館で、フットサル大会のウォーミングアップ中の利用者がスライディングをした際、左でん部に剥離した床板が刺さり負傷する事故が発生したとの報告、及び平成 31 年 2 月 26 日に、別の社会体育施設である体育館で、レクリエーションバレーボールの練習をしていた利用者がすべり込んだ際、右足からでん部にかけて床の木片が刺さり負傷する事故が発生したとの報告がありました。

消費者庁報告書によれば、事故の発生を未然に防ぐための有効な点検の方法として、「点検を行う際、塗膜の剥がれや、床板の欠けや割れ、床金具の異常、床下地の状態を確認することや、スポーツ時の滑り抵抗、ボールの弾み等についての確認は重要である。目視の場合は、担当範囲を定める、又は複数の目で見ると、目視だけではなく、ストックキ

ングをかぶせたモップ等を使用する等があり得る。」とされています。

体育館の所有者及び管理者におかれては、改めて別添の内容をご確認いただき、事故の防止対策を推進していただきますようお願いいたします。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれては、所管の各学校、社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知するとともに、域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課を通じ、市区町村教育委員会及び市区町村所管の各学校、社会体育施設、その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いいたします。

また、都道府県私立学校担当課におかれては、所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して、周知するようお願いいたします。

【別添1】「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（平成29年5月29日付29施施企第2号）

【別添2】「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策に関する取組状況調査の結果の取り組みの徹底について（通知）」（平成30年5月31日付30施施企第3号）

【問合せ先】

スポーツ庁参事官（地域振興担当）施設企画係
電話：03-5253-4111（内線3773）